

# 令和4年2月から 高額療養費の申請方法 が変わります！！

★これまでは、高額療養費に該当していた場合、その都度、市役所から支給申請書を世帯主の方宛に送付し、申請書の提出をお願いしていましたが、令和4年2月からは**初めて**高額療養費に該当したときのみ**申請が必要**となり、**2回目以降**は初回申請時に指定した口座に**自動振り込み**になります。

★なお、**平成28年1月以降**に高額療養費の支給申請を行っている世帯でかつ、国民健康保険の番号に変更がない世帯については、**初回の申請も必要ありません**。

★下記の要件を満たしている世帯が対象となります。

◎国民健康保険料の滞納がないこと

◎医療機関等への一部負担金の支払いが完了していること※

## 【変更前】

①医療機関等から診療情報が市役所に届く



②高額療養費の該当世帯に支給申請書を郵送



③高額療養費の支給申請書を記入の上、市役所に提出



④市役所から支給決定通知が届く



⑤指定の口座に振り込み



## 【変更後】

①医療機関等から診療情報が市役所に届く



《初回該当》

《2回目以降》

②高額療養費に該当していた場合、【変更前】の②～⑤と同じ流れ

②高額療養費の該当世帯に、市役所から支給決定通知が届く



③指定の口座に振り込み

★これまでと同様、振込の1週間前に、市役所から高額療養費の支給決定通知が送付されます。大切に保管ください。

★振込先の変更等を希望される場合は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】

鎌ヶ谷市 保険年金課 国民健康保険係 047-445-1204（直通）

